

# 市民後見人No.61

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.71)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮 5-9-11 区民活動交流施設「こみにゆていぷらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応できません)

MAIL=info@shimin-kouken.net

URL=http://www.shiminkoukenninokai.jp

## ■受任数が18件に■

東京家庭裁判所は1月15日、品川区内の男性区民(77歳)の、また、同月21日に別の男性区民(69歳)の成年後見人を本会にする審判を行いました。

当会はこれまで16人の成年後見人・保佐人を受任し試行錯誤しながら、後見活動を続けています(内4人死去)。今回の審判で累計受任件数は18件となりました。

後見活動を行うには、**後見業務担当グループ**に属し、勉強会や品川区社会福祉協議会品川成年後見センターの支援員活動などに積極的に参加することが必要。

同グループの登録会員は現在28人で内19人が、後見業務を経験しています。

今回の審判で、新たに2人が経験者とコンビを組み後見活動に入ります。

同グループに参加したい会員は、毎週月曜日に事務所に詰めている**事務局メンバー**にご連絡ください。

～品川で出逢う・つながる・助け合う2013～

## ■第5回「社会貢献活動しながわ」■

★2月23日、大井町駅前・きゅりあんに集まろう★

品川区内の各種団体の活動内容などを紹介する「第5回社会貢献活動しながわ」が、「参加しよう!いろいろな協働」をテーマに今月23日(土)10-16時の間、JR大井町駅前の「きゅりあん」7階イベントホールで開催されます。

当日は、成年後見制度の普及活動をしている**ビデオ上映グループ**(責任者・安齋實会員)の会員がブースに詰めて、チラシ配布などの広報活動を行いますので、会員の皆さんぜひいらしてください。

### ■会費未納会員へ■

平成24年度年会費(3000円)の未納会員は、下記へお振込みください。

みずほ銀行荏原支店 普通口座1086153

特定非営利活動法人市民後見人の会(トク化イリカド・ウカグ・ソシヨウケンニカイ)

\* 特別の事情がない限り、2年間未納の会員は、退会扱いとなります。ご注意ください!!

(文責・古賀)